

委員会提出議案第6号

議案第124号「さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議

本議案提出の原因となる「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」の改正法は、本年6月に施行され、現時点で既に、同風営法と市の条例との間に規制対象等に差違を生じ、整合しない状態にある。このことは、本議案が今定例会で可決・成立し、直ちに施行されたとしても、解消されるものではない。

よって、市執行部においては、本条例の法的効果が、市民の権利・利益に大きく影響する内容を備えていることを認識し、本改正条例の施行後は、速やかに適正な手続を踏み、関係する事務事業を鋭意進めていくこと、あわせて、本条例に係る事務事業に対する市民の理解と協力が十分に得られるよう努めていくことを強く求める。

以上、決議する。

平成28年9月12日提出

さいたま市議会まちづくり委員会

委員長 伊藤 仕